

療育手帳の区分について

(昭和四八年九月二七日) (発見第一五六号)
(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知)

第三 実施主体

この制度は、都道府県知事(指定都市にあつては、市長とする。以下同じ。)が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。

療育手帳制度の実施について

(昭和四八年九月二七日) (発見第七二五号)
(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省児童家庭局長通知)

第三 障害の程度の判定

1 障害の程度は、次の基準により重度とその他に区分するものとし、療育手帳の障害の程度の記載欄には、重度の場合は「A」と、その他の場合は「B」と表示するものとする。

都道府県 政令指定都市	重度 A		その他 B	
北海道	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
青森県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
岩手県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中、軽度
宮城県	A	最重度、重度、中度・軽度でIQ50以下+身障1~3級	B	中度、軽度
秋田県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
山形県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
福島県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
茨城県	㊤	最重度	B	中度
	A	重度、中度+身障1~3級	C	軽度
栃木県	A 1	最重度、IQ21~35+身障1級と2級の一部	B 1	中度、軽度+身障1~3級と4級の一部
	A 2	重度、中度+身障1~3級	B 2	軽度
	A	旧A	B	旧B
群馬県	A1	最重度	B1	中度
	A2	重度	B2	軽度
	A3	重度、中度+身障1~3級		
埼玉県	㊤	最重度、重度+障害児福祉手当に該当する重複障害	B	中度
	A	重度、中度+身障1~3級	C	軽度
千葉県	㊤	最重度(18歳未満)	B 1	中度
	㊤の1	最重度(18歳以上、常時特別の介助を要する程度の状態)	B 2	軽度
	㊤の2	最重度(18歳以上、それ以外)		
	A 1	重度		
A 2	中度+身障1~3級			
東京都	1度	最重度	3度	中度
	2度	重度	4度	軽度
神奈川県	A 1	最重度、重度+身障1~3級	B 1	中度
	A 2	重度、中度+身障1~3級	B 2	軽度
新潟県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
富山県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
石川県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
福井県	A1	最重度、重度	B1	中度
	A2	中度+身障1~3級	B2	軽度
山梨県	A-1	最重度または重度の知的障害+身体障害者手帳1級~2級の重複障害者	B-1	中等度の知的障害
	A-2a	最重度の知的障害	B-2	軽度の知的障害
	A-2b	重度の知的障害		
	A-3	中等度の知的障害+身体障害者手帳1級~3級の重複障害者		
長野県	A1	最重度~重度の知的障害	B1	中度の知的障害

	A2	中度の知的障害 + 1～3級の身体障害の重複障害	B2	軽度の知的障害
岐阜県	A A1 A2	旧区分 最重度 重度、中度 + 身障1～3級	B1 B2	中度 軽度
静岡県	A	最重度、重度、中度 + 身障1～3級、 てんかんによる日常的介護が必要	B	中度、軽度
愛知県	A	最重度、重度	B C	中度 軽度
三重県	A1 A2	最重度 重度、中度 + 身障1～3級	B1 B2	中度 軽度
滋賀県	A1 A2	最重度 重度	B1 B2	中度 軽度
京都府	A	最重度、重度	B	中度、軽度
大阪府	A	重度	B1 B2	中度 軽度
兵庫県	A	重度、中度 + 生活面、行動面、看護 面でAに該当する場合	B1 B2	中度、軽度 + 生活面、行動面、看護 面でB1に該当する場合 軽度
奈良県	A A1 A2	重度(旧区分) 最重度 重度、中度 + 身障1～3級	B B1 B2	その他(旧区分) 中度 軽度
和歌山県	A1 A2	最重度 重度	B1 B2	中度 軽度
鳥取県	A	最重度、重度、中度 + 身障1～3級	B	中度、軽度
島根県	A	最重度、重度、中度 + 身障1～3級	B	中度、軽度
岡山県	A	最重度、重度、中度 + 身障1～3級	B	中度、軽度
広島県	㊤ A	最重度、重度 + 身障1～2級 重度、中度 + 身障1～3級	㊤ B	中度 軽度
山口県	A	最重度、重度、中度 + 身障1～3級	B	中度、軽度
徳島県	A1 A2	最重度 重度	B1 B2	中等度 軽度
香川県	㊤ A	最重度 重度	㊤ B	中度 軽度
愛媛県	A	最重度、重度、中度 + 身障1～3級	B	中度、軽度
高知県	A1 A2	最重度 重度	B1 B2	中度 軽度
福岡県	A1 A2 A3	最重度 重度 知能指数がおおむね50以下であって、 身体障害者手帳の1から3級に該当 する者	B1 B2	中度 軽度
佐賀県	A	最重度、重度、中度 + 肢体不自由・ 盲・ろうあ等の障害を有する1～3級 の者	B	中度、軽度
長崎県	A1 A2	発達障害程度が最重度のもの 発達障害程度が重度のもの	B1 B2	発達障害程度が中度のもの 発達障害程度が軽度のもの
熊本県	A1 A2	最重度 重度	B1 B2	中度 軽度
大分県	A1 A2	最重度、重度 + 介護度3 重度、中等度 + 介護度3	B1 B2	中等度、軽度 + 介護度3 軽度
宮崎県	A	最重度、重度、中度 + 身障1～3級	B-1 B-2	中度、軽度相当 + 身障1～4級 軽度
鹿児島県	A A1 A2	旧区分、最重度～重度 最重度 重度	B B1 B2	旧区分、中度～軽度 中度 軽度

沖縄県	A1 A2	最重度 重度	B1 B2	中度 軽度
札幌市	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B B-(バ-)	中度 軽度
仙台市	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
さいたま市	㊤ A	最重度、重度+身障1~2級相当 重度、中度+身障1~3級	B C	中度 軽度
千葉市	㊤ ㊤の1 ㊤の2 Aの1 Aの2	最重度(18歳未満) 最重度(18歳以上) 最重度(18歳以上) 重度 中度+身障1~3級	Bの1 Bの2	中度 軽度
横浜市	A1 A2	最重度、重度+身障1~3級 重度、中度+身障1~3級	B1 B2	中度、軽度+身障1~3級 軽度
川崎市	A1 A2	著しい発達遅滞があつて、標準化された検査により判定した結果を指数化したもの(以下「知的指数」といいます。)が、おおむね20以下の場合 発達遅滞があつて、知的指数がおおむね21以上35以下で上記A1に該当しない場合	B1 B2	発達遅滞があつて、知的指数がおおむね36以上50以下で上記A2に該当しない場合 発達遅滞があつて、知的指数がおおむね51以上75以下で上記B1に該当しない場合、特例で自閉症でIQ76~91
相模原市	A1 A2	最重度、重度+身障1~3級 重度、中度+身障1~3級	B1 B2	中度、軽度+身障1~3級 軽度
新潟市	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
静岡市	A	最重度、	B	中度、軽度
浜松市	A	最重度、重度、中度+身障1~3級、てんかんによる日常的介護が必要	B	中度、軽度
名古屋市	1度(A) 2度(A) 3度(A)	最重度 重度 中度+身障1~3級	3度(B) 4度(B)	中度 軽度
京都市	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
大阪市	A	重度	B1 B2	中度 軽度
堺市	A	重度	B1 B2	中度 軽度
神戸市	A	重度	B1 B2	中度 軽度
岡山市	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
広島市	㊤ A	最重度、重度+身障1~2級 重度、中度+身障1~3級	㊤ B	中度 軽度
北九州市	A1 A2 A3	最重度 重度 中度と身体障害者手帳1,2,3級の合併	B1 B2	中度 軽度
福岡市	A1 A2 A3	最重度精神遅滞 重度精神遅滞 中度精神遅滞+身体障害者手帳1~3級	B1 B2	中度精神遅滞 軽度精神遅滞